都高退教ニュース

Ｎｏ．93　　2018 年 9 月 1 日

東京都高等学校教職員組合退職者会

千代田区一ツ橋 2-6-2　都高教内

電話　03-3230-2166

暑い夏でした。

みなさま、元気でお過ごしでしょうか。

広島、岡山、愛媛ではひどい水害も起きています。被害にあわれた方々に心からお見舞い申し上げます。

都高教退職者会　幹事一同

（ハクサンコザクラ　会津駒ケ岳）

汗を垂らして上ってきた一団に、「ハクサンコザクラを見ませんでしたか？」と尋ねられた。「これを探して登ってきました」と。標高 2000 メートルの楽園。　（H.K）

当面の日程

セクシャルハラスメント学習会

近日！

日時　9 月 22 日（土）
14:30～16:30

場所　連合会館　401

講師　角田由紀子さん
（弁護士）

（詳細は 32 ページ）

東京歴史散歩

日程　10 月 27 日（土）

集合　9：30
新宿御苑　新宿門前

四谷界隈の、江戸期の寺院や遺跡をのんびり探索します。

（詳細は 26 ページ）

原発学習会

（都高教　共催）

日時　12 月 1 日（土）
14:30～16:30

場所　日本教育会館 703

講師　武藤類子さん
（福島原発告訴団長）

（詳細は 30 ページ）

もくじ

2018 年度　役員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
2018 年度　退職者会総会の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
総会宣言
特別決議　辺野古新基地建設に反対する決議
財務省福田前事務次官のセクシュアルハラスメントに抗議する決議
安倍９条改憲を許さない決議
原発の再稼働を阻止し、原発のない社会を目指す決議
2018 年度　予算
2017 年度　収支報告書
カンパのお礼・カンパのお願い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
小嶋新委員長からのごあいさつ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
都高教の新しい執行部をご紹介します　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
新支部と分会の一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
憲法学習会　「平和主義を支える 24 条こそが非暴力な社会をつくる」　・・１３
辺野古へ行ってきました　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
2018年前半　都高教退職者会の取り組み　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
再雇用拒否（第二次・第三次）、処分取り消し（第四次）訴訟　・・・・・・・・２０
再任用不合格裁判の経過報告（NO3）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
東京朝鮮学校「無償化」裁判に注目・支援を！　・・・・・・・・・・・・・・・・２２
読書のページ　「深代惇郎と新聞の時代 Tenjin」　・・・・・・・・・・・・・・２４
東京歴史散歩　「四谷界隈を歩く」へのお誘い　・・・・・・・・・・・・・・・２６
今どきの「落語」案内―初心者のための―　「笑点」のスターたち（後）　・・２７
原発学習会のご案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
「セクシュアルハラスメント」学習会のご案内　・・・・・・・・・・・・・・・３２

都高教退職者会　2018年度役員名簿

会長	平岡良久
副会長	芥川治子　菅　豊
事務局長	本村富美子
会計	古館隆子
幹事	愛甲哲郎　江口彰夫　小野啓一　片山　亨　川口政利　草野秀一 河野亮玄　後藤康彦　佐伯典子　杉浦孝雄　星野浩一郎　松田秀子 山田　進
会計監査	上田　実　池上　裕
担当執行委員	村上優美（書記次長）

2018年度（第48回)退職者会総会の報告

６月２日、日本教育会館で2018年度総会が行なわれました。

開会冒頭、平岡会長は東アジア情勢に触れ、紆余曲折を経ながらも平和のプロセスが進んでいるが、一方日本では総理がウソをつきなお居直る状況が続いている、情勢は厳しいが希望はある、安倍内閣打倒までがんばっていこうと開会あいさつを行いました。

来賓の西沢日退協会長からは、朝鮮情勢が大きく動こうとしているのに日本は全く関与できず、大事な拉致問題もアメリカに頼んでいるだけ、都高教の皆さんと一緒に闘いたいという挨拶があり、続いて都退協の塩田会長からも挨拶をいただきました。

議事に入って国会前を中心とした高原闘争、辺野古ツアー、3000万署名などの経過報告、会計報告に続き、平岡会長から2018年度活動方針の提案がありました。予算提案の後の一括質疑では、被処分者の会、再任用裁判原告、再雇用第三次訴訟原告、朝鮮高校裁判を支援する会のアピールがあり、予算案・方針案が採択されました。

四つの決議・総会宣言(後掲)採択の後、業務を終えて駆けつけてくださった小嶋都高教委員長から教員の多忙・長時間労働、パワハラ問題などの報告と決意表明を受け、閉会となりました。

総　会　宣　言

2006年12月、第一次安倍内閣は教育基本法を改定し、憲法理念の教育、個人の尊厳の教育から、新自由主義と国家主義の教育へ変えて、今、道徳の教科化を行い、国立大学に日の丸掲揚を強要しています。

2013年､衆参で多数を獲得するや「特定秘密保護法」を可決し、2014年法制局長官の首をすげ替え、集団的自衛権容認の閣議決定を行いました。2015年9月ほとんどの法律家が違憲とする「戦争法」を強行可決しました。

2016年には、治安維持法の再現といわれる「共謀罪」を強行可決し、「森友学園」「加計学園」では権力の私物化のみならず、行政を私物化して嘘をつき続け、国会を開かずに解散総選挙を行いました。北朝鮮の脅威をことさら強調し、日本列島の半分に「Ｊアラート」のサイレンを響き渡らせ、東京の地下鉄を止めて「国難」選挙を演出し、過半数を奪っています。

沖縄辺野古のキャンプシュワブ前では、抗議する市民を暴力的に排除して新基地建設を強行しています。

過酷原発事故から7年を経過する福島では、甲状腺に腫瘍が発見された子供は196人を数えています｡避難区域以外では、放射線モニタリングポスト2400台を撤去して、被害隠しを行って、原発を再稼働しています。

2017年度の実質賃金は前年度比0,2%減でした。エンゲル係数は0.8%増の25,8%で1987年並みになりました。働く者の厳しい生

活実態が浮かび上がっています。この実態が年金に反映して抑え込まれる一方、消費者物価指数は0.6％上がったために、高齢者の生活は一層厳しくなってきています、

2018年に入って「森友学園」では財務省の公文書改ざんが報道され、「加計学園」では安倍首相の贈収賄が疑われる事態に至っています。防衛省では「日報隠し」が露見し、シビリアンコントロールが効かない状況が現出しています。「働き方改革」では、厚労省のデータ改ざんが発覚する中で、「過労死促進法」といわれる「高度プロフェッショナル制度」を強行しようとしています。財務省事務次官のセクハラをかばって「セクハラ罪」という罪はないとする閣議決定を行って、安倍政権は世界に恥を晒しています。

朝鮮半島では「南北首脳会談」が行われ「板門店宣言」に調印し、6月12日には「米朝首脳会談」が予定されています。朝鮮戦争の終結と朝鮮半島の非核化が実現する勢いの中、安倍政権の存在は薄く蚊帳の外におかれた中、邪魔な行為ばかりが目立ちます。

今こそ、安倍政権の権力の私物化、行政の私物化を糾弾し打倒する以外この国を救う道はありません。都高教退職者会は全力を振り絞って安倍政権を打倒するまで奮闘します。

以上宣言します。

2018年6月2日

都高教退職者会第48回定期総会

特別決議１　辺野古新基地建設に反対する決議

現在キャンプ・シュワブゲートには毎日300台以上のダンプカー・ミキサー車が入り、護岸工事が進んでいます。国は6月にも護岸5本を完成させ、その中に土砂の投入を始める予定です。これは新基地の一部で浅瀬ですが、埋め立てが始まると取り返しのつかない状況が作り出されていきます。すでに大浦湾の生態系は変わり始めています。

これに対し、4月23日～28日には連日600名以上の人が砕石搬入を阻止しようと座り込みましたが、暴力的に排除され、怪我人や逮捕者もでました。搬入車輌を止めるなどの成果もありましたが、残念ながら工事を完全にストップさせるのは難しい状況でした。

そもそも大浦湾の埋め立て予定の海底には軟弱地盤があり、辺野古断層などの活断層もあります。その上に大量の弾薬や化学物質を扱う軍事施設を建設できないことは言うまでもありません。また国は埋め立てで消失するサンゴの移植を行わないまま護岸工事に着手しています。そして米国防省専門チーは沖縄におけるジュゴンの文化的重要性を認め、基地建設がジュゴンへの悪影響を及ぼす懸念を示しています。これらを踏まえ翁長知事は工事を止める「埋め立て承認」の撤回を検討しています。

一方東アジアの政治情勢は大きく動きました。韓国と北朝鮮が合意した「板門店宣言」を5月9日の日中韓首脳会談は支持しました。しかし米朝首脳会談の開催は予断を許さない状況です。今後朝鮮半島情勢が平和に向かうなら、在日米軍も流動化する可能性もあります。一方日米政府が合意した米軍再編計画では沖縄に残るのは第3海兵隊司令部機能とアジア諸国を巡回して人道支援・災害救助活動を行う2000名の31海兵隊遠征部隊だけです。駐留先が辺野古である必要はありません。

この1年間も米軍による事件･事故が多発しました。昨年10月は東村での大型ヘリコプター不時着炎上、12月には普天間第2小学校の校庭へ8キロの重さの窓枠落下、今年1月にはうるま市や読谷村へのヘリ不時着など、異常な事態です。しかし対米従属の政府は不平等な日米地位協定の抜本的改定も言えず、米軍は訓練を繰り返しています。

昨年12月私たちは「沖縄の現実から～憲法を考える」集会をもちました。講師はオール沖縄共同代表であり、米軍による性暴力を告発してきた高里鈴代さんでした。米軍の占領下から今日まで環境・爆音・事件・事故など日常生活が基地の暴力にさらされ、命、人権

が侵されている現実を話され、だからこそこれ以上基地は作らせない！辺野古新基地はいらない！と述べられました。この日那覇地裁はうるま市女性殺害事件の元米兵加害者へ無期懲役判決をだしました。軍隊・基地があるかぎり女性の命や性はおびやかされ続けるのです。

２月名護市長選挙で稲嶺市長が敗北し、３月「岩礁破砕工事差し止め訴訟」に県が敗訴し、不当逮捕されていた山城さんにも有罪判決がでました。安倍政権のもとでは選挙や裁判は厳しい状況です。だからこそ今辺野古現場での座り込み、そして「あきらめないこと」がこれまで以上に重要になっています。沖縄の人びとと連帯し勝つまで闘うことを決議します。

特別決議２　財務省福田前事務次官のセクシュアルハラスメントに抗議する決議

財務省の福田淳一事務次官（当時）が複数の女性記者にセクハラ発言をしたと、4 月 12 日発売の週刊新潮が報じました。これに対して福田氏は「時には女性が接客している店に行き、店の女性とことば遊びを楽しむようなことはある」「セクハラに該当する発言をした認識はない」とセクハラを否定するだけではなく接客業の女性を侮蔑する発言をしました。

そして財務省は省の顧問弁護士事務所に被害を受けた女性記者が名乗り出るよう求めました。公正中立な第 3 者が調査を行うというハラスメント対応の常識さえありませんでした。

テレビ朝日は被害者女性社員に対する財務省の対応に抗議、調査を要請しました。

麻生財務相は当初より、「処分は訓戒で十分」「福田の人権はなしってわけですか」「はめられて訴えられているのではないかという意見もある」「(被害を受けた）本人が申し出てこなければどうしようもない」「セクハラという罪はない。殺人とか強制わいせつとは違う」など被害者を更に傷つけ、貶める 2 次被害を繰り返しました。また自民党議員たちによる「(抗議する女性議員たちは）私にとってセクハラとは縁遠い方々です」「週刊誌に録音売る　ある意味犯罪」という暴言は、いずれも批判され謝罪の上、撤回しました。

内閣府男女共同参画会議「女性に対する暴力に関する専門調査会」は 4 月 23 日「セクハラは…人権侵害」との緊急声明をだし、財務省の対応に批判が集中しました。

福田氏はセクハラを否定したまま辞任し、財務省は 4 月 27 日に矢野官房長が福田氏のセクハラを認め「行政の信頼を損ね遺憾。関係者にお詫びする」と謝罪しました。麻生財務省は 5 月 14 日誠意のない謝罪をし、その後前次官のセクハラも認定しました。

一方女性記者の勇気ある告発を支え、2 次被害、セクハラをもう許さないという女性たち、新聞労連や民放労連のアピール、抗議の集会なども数多くありました。マスコミで働く女性たちも、自分の被害体験を述べ、日常的にセクハラや性暴力にさらされてきた現実を明らかにしています。衆議院議員会館院内集会では女性議員が「組合の中にもセクハラはあった。でもそれをないことにしてきた」別の議員は「後輩女性のセクハラ相談の力になれず申し訳なかった」と述べるなど、職場や組合などでのセクハラ被害に言及しました。又新宿では若者たちがアルタ前で顔と名前をさらし、自らのセクハラ被害や性的存在と扱われてきた生きづらさを語り、「ジェンダー平等は女性だけの問題ではない」と発言しました。

安倍政権は 2 次被害を拡大させただけではなく、5 月 18 日「セクハラ罪という罪は存在しない」と閣議決定しました。人権感覚のない、セクハラ被害を肯定する暴挙と言えます。

文科省が発表した 2016 年度「わいせつ」等の処分状況によると、わいせつ行為で処分された教職員は 226 人で過去最高でした。私たちは職場や組合だけでなく教育の場でのセクハラ被害にも向き合っていかなければなりません。セクハラは性差別であり、性暴力であり人権侵害です。そしてその背景には力関係と差別意識があります。このことを退職者会の課題としても認識し、麻生財務相、そして安倍政権に強く抗議していくことを決議します。

特別決議３　安倍９条改憲を許さない決議

日本国憲法施行 70 年となる 2017 年 5 月 3 日、安倍晋三は極右団体である「日本会議」の集会にビデオメッセージを送り、「2020 年を新しい憲法が施行される年にしたい」と発言した。

「憲法を尊重し擁護する義務を負う」「国務大臣」(99 条）の筆頭である内閣総理大臣が、主権者国民が権力者に縛りをかけるようになったその日に、最も大切な原則を踏みにじる壊憲を表明をしたことは断じて容認できない。

その内容は「九条一項二項を残しつつ自衛隊を明文で書きこむ」という「九条三項加憲論」で、憲法に自衛隊を明記するだけで何も変わらないと主張している。

しかし、「後法は前法を廃する」とされ、９条に３項として自衛隊を明記すれば、戦力不保持・交戦権否認の９条１項２項は空洞化・死文化し、「戦争法」によって海外派兵も可能となった自衛隊が無制限の戦闘部隊・軍隊になることは明らかである。

今年３月 25 日の自民党大会では、自衛隊を「自衛のための」「実力組織」と位置づけ、「最小限度」も取り払い、個別的自衛権のみでなく集団的自衛権の行使を可能にし、文字通り海外での無制限の日米一体となった武力行使を可能にする案を有力なものとして確認している。

この間、「総がかり 3000 万人署名運動」の進展と森友・加計疑惑、自衛隊日報隠しなどあらゆる分野における安倍政権の改ざん･隠ぺい･ねつ造が白日の下にさらされ､国民の批判が強まる中､安倍晋三の目論んだ九条改憲日程は変動し、今国会での改憲案発議を困難な状況に追い込んでいる。

しかし、5 月 17 日衆院憲法審査会幹事会では、公明党が国民投票法（改憲手続き法）改定案の審議入りを主張し、国民投票法で審査会を動かして、改憲案議論の足がかりにしようとするなど改憲策動はいささかも弱まっていない。

腐敗しきった安倍政権を退陣に追い込み、9 条改憲・「戦争できる国」づくりの野望を打ち砕くまで、総力をあげて奮闘する。　以上、決議する。

特別決議４　原発の再稼働を阻止し、原発のない社会を目指す決議

東京電力福島第一原子力発電所の事故から７年、福島の子どもの甲状腺がんは増加しているが、福島県も国も未だに放射能の影響を認めていない。安倍政権は「放射線量は低い」「微量の放射能は危険ではない」など安全キャンペーンを続け、汚染地域への住民の帰還を促している。昨年３月には居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除したが、放射線量が高く、居住条件も整備されず、大多数の人は帰れない。避難を続ける人々は支援が打ち切られ、経済的にも健康面でも厳しい避難生活を強いられている。福島事故により心身の健康悪化など疾患も増え続けている。

福島原発事故の現場では未だに事故の経過も原子炉内の溶融核燃料の状態も不明のままである。今も原子炉から放射能が漏れ出し、汚染水も漏れ続けている。

経済産業省はこの夏に閣議決定する予定の「第５次エネルギー基本計画」の素案を 2018 年５月 16 日決定した。再生可能エネルギーについては主力電源化を目指すと言いながら 22～24%のままに据え置いた。原発を相変わらず「重要なベースロード電源」として、老朽原発の運転延長を前提に原発の割合を 20～22%にそのまま残すなど、国民の意思を無視して原発にしがみついている。

安倍政権は自ら原発を推進した責任に頬かむりし、川内原発、高浜原発、玄海原発、大飯原発をなし崩し的に再稼働を行っている。経済的にも不合理な原発の再稼働を推し進め、核燃料再サイクルを止めようとしない。安倍政権は再処理工場やウラン濃縮工場など核兵器開発能力維持のために原発推進政策を推し進めているのだ。

しかし、原発に経営の柱を絞った東芝の経営破たんに見られるように世界の流れも日本国民の意識も脱原発に向かっている。東京電力でさえ「再生エネルギー推進」を言うようになった。原発の時代は終わったのだ。それでも、事故の直後は鳴りを潜めていた原子力

ムラは再び動き始めている。彼らは原発に寄生し、原発の問題点に目をつむり、原発にしがみついている。そのために、私たちは国民と共に原発のない社会を目指して取り組みを強化していかなくてはならない。

6月 10 日投票の新潟県知事選挙で池田千賀子候補を勝利させ、福島原発事故の教訓に学び、柏崎刈羽原発の再稼働を阻止しよう。 首都圏にあり、半径 30km 圏に 100 万人が暮らす東海第二原発の運転延長を許さず再稼働を阻止しよう。高速増殖炉もんじゅの廃止に続き、事故続きの不経済な再処理工場を廃止し、核燃料サイクルを止めさせよう。情報を隠し、人権を抑圧し、被ばく労働者と核のゴミを作り続ける原発を止めさせ、省エネルギーを進め、再生可能なエネルギーへ転換させ、自然と共存する脱原発社会を実現しよう。以上決議する。

2018 年度　都高教退職者会　予算

2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日

収入総額　2,588,910
支出総額　2,588,910

収入の部

項　目	17 年度予算	17 年度決算	18 年度予算	摘　要
前年度繰越金	919,029	919,029	1,118,910	
会　費	400,000	500,000	400,000	10000 円/人×40 人
都高教より補助	120,000	120,000	120,000	本部補助
広告送料負担金	150,000	130,000	150,000	
沖縄カンパ収入	200,000	290,150	200,000	沖縄カンパ
雑収入	600,000	573,004	600,000	総会祝い金･カンパ･利子等
合　計	2,389,029	2,532,183	2,588,910	

支出の部

項　目	17 年度予算	17 年度決算	18 年度予算	摘　要
会場費	50,000	0	50,000	総会等会場費
通信費	500,000	360,341	500,000	ニュース発送費
交通･行動費	200,000	169,530	200,000	総会･幹事会･上部団体行動費
上部団体分担金	150,000	126,120	150,000	日退教･都退協分担金
研修費	150,000	113,110	150,000	講演会講師謝礼･車代
印刷費	400,000	284,688	400,000	ニュース印刷代
事務費	120,000	43,288	120,000	連絡通信費･振込手数料･紙代等
会議費	15,000	7,000	15,000	
慶弔費	50,000	20,000	50,000	他団体祝い金
沖縄関係費	300,000	150,680	300,000	辺野古･高江カンパ等
予備費	454,029	138,516	454,029	
合　計	2,389,029	1,413,273	2,588,910	

2017 年度　　　　第 3 三半期　　都高教退職者会　収支決算書

資　　　産	金　　額	負　　債	金　　額
普通預金	607,585	次期繰越	1,118,910
振替貯金	511,325		
合　　　計	1,118,910	合　　　計	1,118,910

収支報告書

＜収入の部＞

項目	予算額	前期計	当期計	決算額	予算残	%	摘　　要
前年度繰越金	919,029	919,029	0	919,029	0	100	
会　　費	400,000	480,000	20,000	500,000	-100,000	125	会費
都高教より補助	120,000	120,000	0	120,000	0	100	
広告送料負担金	150,000	30,000	100,000	130,000	20,000	87	セレモア
沖縄カンパ収入	200,000	273,150	17,000	290,150	-90,150	145	沖縄カンパ
雑収入	600,000	523,302	49,702	573,004	26,996	96	カンパ等
合　　　計	2,389,029	2,345,481	186,702	2,532,183	-143,154	106	

＜支出の部＞

項　　　目	予算額	前期計	当期計	決算額	予算残	%	摘要
会場費	50,000	0	0	0	50,000	0	
通信費	500,000	360,341	0	360,341	139,659	72	
交通･行動費	200,000	120,970	48,560	169,530	30,470	85	幹事会･上部団体行動費
上部団体分担金	150,000	126,120	0	126,120	23,880	84	
研修費	150,000	69,099	44,011	113,110	36,890	75	憲法学習会
印刷費	400,000	284,688	0	284,688	115,312	71	
事務費	120,000	41,394	1,894	43,288	76,712	36	郵券･振込手数料他
会議費	15,000	7,000	0	7,000	8,000	47	
慶弔費	50,000	15,000	5,000	20,000	30,000	40	他団体祝金
沖縄関係費	300,000	150,550	130	150,680	149,320	50	沖縄カンパ手数料
予備費	454,029	0	138,516	138,516	315,513	31	署名活動費
合　　　計	2,389,029	1,775,162	238,111	1,413,273	975,756	59	

2017 年度会計監査報告書

　2017 年度都高教退職者会決算書と帳簿ならびに各種証憑書類をつきあわせ監査した結果、適正かつ正確であることを認めます。

2018 年　5 月　21 日　　都高教退職者会会計監査　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　都高教退職者会会計監査　　　　　　　　　印

カンパの御礼・カンパのお願い

2018 年４月１日から６月３０日までの間、沖縄カンパ・都高教退職者会へお届け頂いたカンパは 383000 円に達しました。おかげをもちまして、今年度も退職者会ニュースを２回発行することができます。また、都高教退職者会として団を結成し、７月３日から５日までの３日間、沖縄を訪ね、辺野古新基地建設工事ゲート前に座り込みを行った際、いただいたカンパの中から辺野古新基地建設反対闘争団と、東村高江のオスプレイパット建設反対闘争団にカンパを届けることができました。

都高教退職者会は、毎月 19 日の「総がかり行動」、国会開会中の「木曜日行動」、「さよなら原発・さよなら戦争」全国集会、「沖縄に基地をつくらせない大集会」などに積極的に参加しています。また、「花見」「メーデー」「囲碁大会」「東京歴史散歩」などの交流を通じて会員相互の親睦を深めていきます。

今年は、「憲法学習会」「原発学習会」に加えて「「セクハラ学習会」を都高教とともに開催します。

これからも、憲法・平和を守り、退職後を安心して過ごすために「年金・医療・介護」の充実に向けて取り組みをすすめます。引き続き、「都高教退職者会ニュース」の年二回発行の継続と、沖縄の闘いに連帯する「沖縄カンパ」へのご協力を切にお願いする次第です。

都高教退職者会幹事一同

カンパをいただいた皆さん(敬称略)

安達　幸子	阿部　武	石垣　康雄	石川　文也	石塚　恵子	板津　久子
逸見　千代	伊藤　満智子	伊藤　三男	猪平　信雄	岩谷　三郎	上野　蓁主
梅﨑　幸信	大澤　光美	大和田　茂	岡田　光好	小倉　鐐二	小野　啓一
片山　亨	加藤　良雄	蒲生　眞紗雄	川辺　寛子	菅野　大治	小池　治男
河野　亮玄	小平　覚	小林　育枝	小林　裕	小山　昌矩	斎藤　安正
斎藤　義夫	佐伯　典子	佐々木　和子	佐々木　淳子	佐藤　正八	佐藤　光子
品川　昇	篠田　修一	柴田　京子	柴田　弘武	島根　百合子	志村　洋子
下野倉館　紀子	白石　正彦	鈴木　茂子	鈴木　秀肖	鈴木　みち子	隅田　三朗
田岡　純一郎	高根　親子	高橋　真佐子	竹内　健三	多田　統一	橘　文夫
田中　直	田中　道晄	田中館　多美	匿名	登坂　悦子	長坂　幸夫
中下　鷲平	仲村　実明	貫井　茂	拝田　明	橋口　安子	早川　利雄
林　近	林　聡	春山　秀雄	深澤　邦弘	藤井　利明	藤原　立子
二日市　健一	前山　賢	松田　秀子	松平　理	松谷　健司	三井田　達雄
宮崎　宏一	向井　淳雄	武藤　徹	村上　芙佐子	村山　暢利	森　精
矢島　恒之	山﨑　茂利	山﨑　信	山田　功	山田　進	山田　雅雄
山本　和夫	山本　堅太郎				

現在の都高教、都立高校が抱える課題

執行委員長　小嶋　広行

今年度より執行委員長に就任しました小嶋です。

退職者の皆さまにはいつも大変お世話になり、感謝申し上げております。

執行部もメンバーが入れ替わり、この四ヶ月間、全力で取り組みを進めてまいりました。さる6月23日に90回という節目の定期大会も終わり、運動方針を確立したところです。

長時間労働是正、多忙化の解消が喫緊の課題です

現在、学校現場では全国的に多忙化が進み、慢性的な長時間労働を強いられています。時間外や持ち帰り仕事、週休日の勤務など、業務過多により超勤せざるを得ない状況です。超勤が月80時間を超える教員も珍しくありません。そして、健康を害する教職員が増加しています。

教員には「給特法」という壁があります。「給特法」制定時の超勤状況と現在の超勤の実態はまったく比較になりません。しかも、現在行われている超勤のほとんどは、いわゆる「限定4項目」以外の業務です。教職員が「給特法」では「命じない」こととされている業務を「やらざるを得ない」状況を、都教委・管理職に認識させなければなりません。

都高教は日教組とともに、「給特法」の廃止・見直し、教職員定数増を求めるとともに、都教委に対して、授業持ち時数の軽減、業務の縮減を求めています。

教職員の長時間労働が社会問題化した今、改善に向け取り組みを強化していく決意です。

都立の教育を守ります

「新学習指導要領」が告示され、さらに「高大接続」「入試制度」など、高校の教育が大きく変化させられようとしています。一方、今春の都立高校入試では定員割れもあり、都教委が何らかの動きをしてくることが予想されます。また、改革推進次期実施計画策定の年でもあります。文科省・都教委の動きを注視し、生徒・保護者のニーズに沿った都立高校の教育を守ります。

8支部から6支部体制になりました。組織拡大が最大の課題です

都教委の支援センターの動きに敏感に対応するために、今年度から従来の八つから六つの支部体制に改編しました。

職場の多忙化が進行し、都高教の役割の重要性が増しています。各分会では本部委員の選出・機関会議への出席等に工夫していただいています。「組合は必要な情報を提供し、問題解決への道をともに探る」ことを一つの柱として、本部としても情報伝達・共有の方法を工夫しているところです。都高教の最大の課題、組織拡大の実現に向け、分会・本部一体となって取り組みを進めています。

都高教はこの間、現場から都立高校の教育に責任を持ち、教職員の権利を守り発展させる運動を進めてきました。これをさらに前進させ、組合員の期待に応えるべく運動をつくり出します。

退職者会の皆様にも様々ご協力・ご支援いただくこともあるかと思います。

引き続きよろしくお願いいたします。

都高教の新しい執行部をご紹介します

この４月から執行委員が交代し、新しいメンバーで業務が行われています。同時に、今年度から支部体制も変更され、従来の８支部から６支部体制となりました。

新しい執行部をご紹介します。

都高教執行部（2018～19 年度）

執行委員長　小嶋　広行
副委員長　柚木　峰子
書記長　富崎　豊和
書記次長　村上　優美
専従執行委員　菅谷　知由（都労連副委員長）

＜支部担当執行委員＞

１支部担当	竹石　定伸	２支部担当	星野　良輔
３支部担当	田中　未緒	４支部担当	武井　政博
５支部担当	寺島　和彦	６支部担当	竹内　克哉

＜専門部長＞

青年部長	望月　梨衣	女性部長	松永　彩佳
定時制部長	石川　正輝	実教部長	服部　圭市

＜会計監査委員＞　椎名　利男　飯田　保明　川内　理

支　部　長

第１支部長	平井　拓	第２支部長	塩田　伸一
第３支部長	佐藤　義弘	第４支部長	泉水　裕二
第５支部長	奥原　由登		

みなさま、ご存知の方はおられましたか？

難しい状況の中でがんばっている現役の皆さんに、心からのエールを！

新支部と分会の一覧

今年度からの支部体制は以下の通りです。

1 支 部	2 支 部	3 支 部	4 支 部	5 支 部	6 支 部	島しょ
一橋　定	三田	大崎	戸山	片倉	武蔵	大島
一橋　通信	芝商	小山台	鷺宮	翔陽	武蔵野北	大島海洋
日比谷	八潮	田園調布	武蔵丘	八王子拓真	多摩	新島
六本木	大森	雪谷	中野工	八王子北	青梅総合	神津
新宿山吹	蒲田	新宿	農芸	八王子東	拝島	三宅
青山	美原	駒場	杉並工	富士森	小金井北	八丈
広尾	六郷工科	桜修館	井草	松が谷	小金井工	小笠原
小石川	大田桜台	目黒	大泉	南多摩	多摩科技	
竹早	つばさ総合	国際	大泉桜	八王子桑志	小平	
向丘	晴海総合	総合芸術	石神井	府中	小平西	
工芸	日本橋	桜町	田柄	府中西	小平南	
浅草	墨田川	千歳丘	練馬	府中東	東村山	
上野	本所	深沢	光丘	農業	東村山西	
忍岡	両国	松原	練馬工	府中工	国分寺	
白鴎	城東	芦花	四商	調布南	福生	
白鴎附属	東	園芸	稔ヶ丘	小川	多摩工	
蔵前工	深川	世田谷総合	豊島	成瀬	東大和	
竹台	科学技術	総合工科	文京	野津田	東大和南	
荒川工	墨田工	世田谷泉	千早	町田	清瀬	
青井	江東商	一商	飛鳥	山崎	東久留米	
足立	三商	富士	板橋有徳	町田工	久留米西	
足立新田	大江戸	荻窪	赤羽商	町田総合	上水	
足立西	江戸川	杉並	王子総合	日野	武蔵村山	
足立東	葛西南	豊多摩	桐ヶ丘	日野台	羽村	
江北	小岩	西	板橋	南平	秋留台	
淵江	小松川	杉並総合	大山	国立	五日市	
足立工	篠崎	三鷹	北園	五商	田無	
荒川商	紅葉川	神代	高島	永山	保谷	
葛飾野	葛西工	調布北	北豊島工	若葉総合	田無工	
南葛飾	橘	狛江		立川国際	瑞穂農芸	
葛飾総合				砂川　三部		
農産				砂川　通信		
本所工				立川		
葛飾商				昭和		

そのほか
九段
高専品川
高専荒川

退職者会・都高教共催「憲法学習会」 2018 年 6 月 2 日

平和主義を支える 24 条こそが非暴力な社会をつくる

講 師 清末愛砂さん

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授
　憲法２４条と９条に基づく平和主義、ジェンダーに基づく暴力と法、戦争や武力紛争下の女性に対する暴力などが研究テーマ。
　講演ではパレスチナでの非暴力運動支援などの実体験を踏まえ、戦争のリアリティーを伝えてくださいました。

憲法「改正」運動の第二のターゲットは 24 条

　憲法をゆるがすような立法が行われる時代になった。今日は 24 条と 9 条が憲法の平和主義の大きな柱になっているという話をしたい。

　昨日、本の合評会の中で「50 年代から 24 条は保守・改憲派において一番のターゲットになってきた。よく言われるのは防衛軍、緊急事態条項、天皇の元首化とセットで語られるが、天皇を元首化する上でもっともじゃまなのは 24 条」という問題提起があった。

　護憲派の憲法研究者も含めて 24 条はあまり注目されずに来たが、保守派の憲法改正運動の第二次のターゲットになるのは間違いなく 24 条であろう。

非暴力活動コーディネーターとして直面したパレスチナの現実

　(子どもが死んでいる絵を示して)自分も、現実に鼻から血を流して死んでいる子どもを見たことがある。大学院生のとき、非暴力コーディネーターとしてパレスチナで活動していたが、爆撃が続き、毎晩眠れず、食べるものも限られていてくたびれていて、非暴力の活動家を集めて会議をした後で、あるパレスチナ人の友人の家に朝食を食べに行った。その時に、つい先ほどまでいっしょにいた子どもが撃たれた、という電話があった。タクシーを探し出して、病院に何とか駆けつけて遺体安置室で対面した。

　パレスチナの子どもたちは日々こういう状況を目にしている。日本の自衛隊もそういう状況に置かれるということを意識しておかねばならない。

進行する保守改憲派のプロジェクト

　対テロ、北の脅威論、中国脅威論を語る学生を見るたびに、そういうマジックワードがパレスチナのような状況を生み出していると思う。

保守改憲派の憲法観というのは、とにかく強い国家を作るということ。経済活動の規制緩和は大きな要素。平和の問題も「安全保障の問題」という風に考える。彼らのいう安全保障は、軍事力の増強、行使が前提となっている。その中で、人権が阻害されてもそれは仕方ないというのが彼らの発想。日本国憲法の理念も未完の進行中のプロジェクトであるが、かれらは違う意味でプロジェクトを進行させている。

自民党大会で条文素案のたたき台！　改憲は遠のいてはいない

自民党の党大会で「改憲４項目」に沿う形で条文素案のたたき台をまとめた。森友問題などで改憲が遠のいたのではないかという緩みがこちらにもあるが、それは間違い。自民党の大会でも確認しており、安倍が降りようが降りまいが、改憲は進んでくる。

４項目の中では自衛隊の明記と緊急事態条項が狙い。憲法学的には、緊急事態条項のほうが危険である。憲法を一時的に停止して、永田町の一部の人々に権力を集中することになる。災害というと自然災害を思い浮かべるが、それだけではない。武力攻撃も災害に含まれるので、憲法なんか簡単に止まると考えている。

今の憲法は、戦死者を出さないことを前提としているが自民党案はそうではない。

2017年5月3日の私の決意　・・月が照っているのに大雨が降っているという経験

2017年5月3日に、自分の中で大きな決意をした。この日は、安倍が読売新聞や憲法フォーラムで4項目を発表した日である。

2002年のある日、「月が照っているのに大雨が降っている」という経験をした。今までパレスチナの経験を語ってきたが、自分のことはあまり語らずにきた。今、2002 年の記憶をこの言葉で語ることができる、一言で言えば絶望。壮絶な痛みを伴う記憶であるので、しゃべってしまうと爆発してしまうのではないかという感覚を持ち続けた十数年であった。

一番大変なのは、自分が銃弾のターゲットになっているとき。攻撃がすざまじい時には銃撃の音ではなく大雨の音がした。

自衛隊が出て行くということは、このような状況に置かれるということ。

イスラエルでは高校を卒業した子どもたちが戦場に行き、パレスチナ人を物理的に殺す。殺すときは頭を打って脳みそを飛ばす。18歳の子どもたちがそれをやらされている。

イスラエルの軍隊は「イスラエル防衛軍＝defence forces」という。イラクに派遣された自衛隊員も、その練習をさせられていた。

2002 年から現在まで、私を支えたものは憲法24条と9条。大きな記憶を語らなければならない時が到来したと私は決意した。

「頭を撃ってほしい」と思った時

シリア、パレスチナではきわめて厳しい弾圧が行われている。そういう中で、戦争が無い状態に生きたい、それを禁ずる憲法がある中で生きたい、そう思う人々が間違いなくいる。　自分も、はやく帰りたいと思った。そこで自分を支えたのは、非暴力に基づく平和主義、憲法9条を思うこと。

戦争のないところに住める、そういう憲法を持つ状況に住めるというのはいいことだと心から思った。

パレスチナにいたときの部屋は、大通りに面していた。寝ていたら、枕元で着弾の音がした。逃げなくては、と思って廊下に出ようかと考えたが、腰が抜けてしまった。銃撃が続く中、思ったことは「頭を撃って欲しい」ということ。もうだめだと思ったが、その家の息子が助けに来ておぶってくれた。すざまじい銃撃音が続いていたが、そのあと１時間のことは覚えていない。

戦争での経験は一過性のものではない。戦場を離れても、人はその戦場の中に生きる。沖縄戦を経験した人々がそうであるように、私もまたその一人であり続けたい。

「自衛隊明記」の自民党改憲条文たたき台の危険性

自民党のたたき台はいくつかの案があったが、「9 条の 2 を入れる」というのに決まった。

①　ポイント１

重要なのは「国及び国民の安全のために必要な自衛の措置を取ることを妨げず」の部分。「自衛の措置」は何でも出来る。「自衛権」よりあぶない。どのレベルまでできるのが不明。「自衛力」は必要最小限度の実力という限定がある。

憲法制定議会で、吉田茂は「近年の戦争は自衛の名のもとで行われている」と答弁し、自衛戦争の危険性を指摘した。「国民の安全」という概念は危険。海外邦人救出、と称して海外派兵が可能である。そもそも、自衛隊を憲法に明記するということは、法秩序的にも変。上部組織である防衛省は憲法にない。

②　ポイント２

法学には後法優先という原則がある。9 条 2 が入ると、9 条は死文化し、平和条項は終焉して安全保障条項へ。積み重ねの中で海外派兵が進み、「お国のために死ぬこと」を是とする社会に。安倍が言う「自衛隊がんばれ」がいかに残酷なことなのかに思いをいたすべき。

③　ポイント３

「自衛」「防衛」「国防」ほど怖いものはない！

④　ポイント４

自衛隊が市民に銃を向ける、ということもありうる。「公共の秩序の維持」も自衛隊法に規定されており、そういう訓練もしている。光州事件では韓国軍は国民を撃った。韓国では今それが深刻に反省されている。

⑤　ポイント５

さらに、東アジアの緊張を高めるということにも注意すべき。安倍さんのやり方は古い。どこの国も、戦争にならないよう事前に何とか抑えることをやっている。日本は、古典的な「軍事力を高める」ことをやっているので蚊帳の外になっている。

⑥　ポイント６

社会の中で軍事の優先度が上がるという問題もある。現実にシビリアンコントロールはほぼ終わっており、防衛費の増加が進み、社会保障費が減る。大学も、防衛整備庁の予算に飛びつきたがっている。

軍隊は男性優位の秩序である。これがどんどん大きくなっていくということは、内部のセクハラも増えるだろうし、さまざまなレベルで問題も増えるだろう。

憲法２４条の意義

大日本帝国憲法では、天皇を頂点とし、個人ではなく家を単位とする社会。明治民法は男性中心であり、夫婦間、相続もヒエラルキー的に下に置かれた。軍事主義、戦時体制を

駆動したのは「愛国心」だが、もうひとつの柱は家制度であった。

　これを抜本的に変えたのが 24 条。家制度の廃止、男女の合意のみに基づく結婚。現実にはまだ、明治民法の残滓がある。婚姻年齢の差、再婚禁止期間。夫婦同姓原則も事実上性差別になる。最高裁は 24 条に違反しないという判決を出しているが衝撃だった。

　13 条は基本規定だが、24 条との関係で言うと「女性の個人としての自立」「平等な権利の保障」という意味を持つ。

24 条と 9 条が支える日本国憲法の平和主義

　1980 年以降、女性学がもりあがる中で 24 条の再評価が進み、24 条が 9 条とならんで平和主義の根幹をなすという理論化が進んだ。24 条は軍事秩序の否定、家制度の否定、平和のうちに生存する権利などの内容を持つ。そう考えると、平和主義の中で 24 条は非常に大きな意味を持つ。

　ヒトラーをはじめ多くの権威主義的な性格が家族の中の暴力にさらされて形成されたことが明らかになっている。社会が平和を目指しても、各家族が暴力に依拠しない人間を形成することが必要。私的な領域からいかに暴力を生まないのか。

　9条だけではなく、24条も加わったときに初めて非暴力な社会が形成される。

辺野古へ行って来ました

松浦　利貞

　7 月（2018 年）に都高退教の辺野古座り込みツアーで、辺野古の座り込みに初めて参加しました。現地へ行って見えたこと、感じたことがいっぱいあります。と言ってもたった 2 日の座り込みで何が分かったかと言われればその通りですが、喜寿にもなって初めて現地へ出かけ、現地の空気を肌で感じてきたことに少しは意味があるのかなと思っています。

　工事の始まる前には、修学旅行で生徒を連れて、家族で孫を連れてなど、辺野古のテント村には何度か行っていました。辺野古の工事が始まりましたが、東京のメディアの報道は断片的で、正しい情報を得ることはできません。集会などで沖縄の闘いを知るにつけ、以前から行きたい、行かねばと思っていました。現地は台風 7 号の直後、西日本で大きな

被害の出た記録的豪雨の時期と重なり、大雨でした。

工事が強行されている以上、大雨であろうと、猛暑であろうと、闘いは、毎日、24 時間対応とのこと、当然とは言え、頭が下がります。とは言っても、土砂降りの中の座り込みは大変でした。座り込みがなければ、工事車両はいつでも自由に出入りできることになりますが、座り込みがあるため、今のところ１日３回、機動隊に守られて座り込みを排除し、資材を搬入するしかないのです。

機動隊に排除され、100～200 台の砂利などを積んだダンプカー、ミキサー車など工事用車両が目の前を通過していくのを、抗議の声を上げながらも見る（これは現場にいないと実感がわかない）ことは、怒りとともに涙が出てきます。

工事用車両の運転手や、工事を守るため配置されている大量の警備員は、すべて沖縄の人間、機動隊も 20 代の沖縄の若者たちでしょう。新基地建設工事を請け負い、莫大な利益を得るのは本土のゼネコンですが、その下請け、孫請けで働く労働者、そして市民を守るのでなく権力を守るべく動員されて、私たちと直接対峙する機動隊も沖縄の人間です。権力者のやることはいつもそうなのです。

ネットなどでは、反対派は本土の「プロ」や中国人で、沖縄の人は少ないなどと、そこまで創作するかと思うような、フェイクニュースを次々流して偏見を煽っています。本土の人間の方が多いならすばらしいと思います。

辺野古の問題は決して沖縄の人たちだけの問題ではなく、日本全体の問題であり、70%の米軍基地を沖縄におしつけ、無関心な本土の人間の問題なのだからです。

残念ながら実際はそうではありません。例えば今年 4 月末の 1 週間にわたるゲート前500 人行動の参加者の調査では、84%が県内、県外は 16%だったそうです。

沖縄は明治以来、政府の差別、抑圧の下にありました。戦争中は、県民の四分の一が犠牲になる沖縄戦を強いられ、本土が独立したあとも 21 年間、米軍の占領下に置かれ、1972 年に復帰したあとも、米軍基地の 70%以上を引き受けています。

その間、米軍の事故、米兵の犯罪などさまざまな被害を被りながら、日本の警察は手を出せず、多くが泣き寝入りのまま放置されてきました。

今日本の政府がやるべきことは、日米地位協定を廃止し（少なくとも対等なものに改定し）、沖縄の人々の人権を守り、これまでの犠牲を補償する「思いやり予算」を米軍でなく、沖縄の人々のため拡充することです。

ところが今の政府がやっていることは、沖縄の選挙に介入し、基地に協力すれば予算をつけ、基地に反対するなら予算を削るという、人間としての誇り、思いを傷つけ、沖縄の怒りや悩みを平然と見ているだけなのです。政府が沖縄の人々の思いに少しでも寄りそうなら、辺野古のような恒久的な基地を新たに作るのでなく、沖縄から普天間基地、嘉手納基地を始めすべての基地をなくし、負担と犠牲を解決していくべきです。

私たちが参加した 2 日目の 7 月 5 日は座り込みを始めて 1460 日目、丁度 4 年目の日でした。闘いはこれからも続きます（沖縄の状況は日々変わっています。この報告文が出るころにはまた違った局面になっているかもしれません）。

「森友疑惑徹底追及！　安倍内閣総辞職！」国会前集会・３０００万署名など

２０１８年前半・都高教退職者会の取り組み

国会前集会
３月２日、朝日新聞の報道で「森友学園」疑惑について、財務省の公文書の改竄・隠ぺいが明らかになりました。都高教退職者会は、加入している「戦争させない1000 人委員会」が主要な構成員である「総がかり行動」の呼びかけに応じて、通常国会期間中、毎週木曜日と 19 日に国会に駆け付けました。

国会正門前

参議院議員会館前

2018 年の通常国会では、「森友学園」について財務省の公文書改ざん・隠蔽が露見し、「加計学園」では安倍首相の「関わり」が明確になりました。防衛省では「日報隠し」が行われ、「働き方改革」では、厚労省のデータ改ざんが発覚する中で、安倍政権は「過労死促進法」といわれる「高度プロフェッショナル制度」を含む、労働法の改悪を強行しました。

メーデー
デモ終了後の懇親会には40名が参加しました。

９条改憲 NO！平和といのちと人権を!
憲法集会/東京臨海防災公園
３０００万署名１３５０万筆集まるとの報告

憲法学習会・清水愛砂さん講演

オスプレイ飛ばすな 6.5 首都圏行動/日比谷野音

国会終盤に至って、安倍政権は、国民が強く反対する「カジノ法」「参議院定数増」を強行しています。財務省事務次官のセクハラをかばって「セクハラ罪」という罪はないとする閣議決定を行って、人権意識のない安倍政権は世界に恥を晒しています。

「森友学園疑惑徹底追及！
安倍内閣総辞職！」国会前集会

辺野古新基地建設ゲート前座り込み
雨の中、座り込む（７月４日）

再雇用拒否（第二次、第三次）、処分取り消し（第四次）訴訟

～最高裁の不当な判決と今後のたたかい～

再雇用拒否　第二次訴訟・最高裁判決

東京高裁判決を破棄し、逆転敗訴

泉　健二（再雇用拒否撤回を求める第二次原告団）

最高裁の不当判決を打つ！

「君が代」斉唱時の不起立を唯一の理由とした東京都の採用拒否を違法とした東京高裁判決（2015 年 12 月）を不服として、東京都は最高裁に上告受理申立てを行った。私たちはただちに反論の答弁書を第一小法廷に提出し、都の申し立ての不受理決定、すなわち勝利の確定を待った。しかし 2 年余も経た本年 6 月 25 日に弁論期日が指定された。弁論を行うのは高裁の判断を覆す場合がほとんどである。当日の弁論は単なる形式的な儀式であったのか、都と原告団の代理人弁護士の口頭陳述が行われると、その日から一ケ月もたたない 7 月 19 日が判決日とされた。

原告は完全勝利がなくなったと感じてはいたが、もしかしたら部分勝利もあり得るのではないかとわずかな期待を抱いたり、また、敗訴としても何人かの裁判官が反対意見・補足意見などを述べるのではないかと期待もしていた。しかし、19日に受け取った判決文はわずか7ページ。しかも最高裁の判断は2ページにも満たないものであった。原審（高裁）の判決文に見られる詳細な論旨に対する最高裁としての反論は全くない。高裁の判決の要旨をたった8行にまとめているのであるから、ただ否定するだけで反論のしようもないわけである。希望する者を採用しなければならないという法令はない、勤務成績の評価を規定する法令の定めもない、だから合否の判断は任命権者の裁量に委ねられている、というのであるから都教委が何をしてもよいというに等しい。都の上告受理申立て理由書の文言をほんのわずかコピーしただけの判決文である。大学生のコピペ・レポートでもこれほどではないだろう。しかも全員一致の判断とある。私たちの弁護団は「地裁・高裁の裁判官は嗤っている」と評した。司法権力の頂点である最高裁判所は行政権力の守護神に成り下がったのか。

再雇用拒否　第三次訴訟・最高裁判決

最高裁、再雇用拒否３次訴訟へ不当な決定

小林　裕（東京「再雇用拒否」第３次訴訟　原告）

卒業式の不起立で定年後の非常勤教員採用拒否は不当であると訴えた再雇用拒否 3 次訴訟の上告に対し、７月１９日付で、最高裁の「決定」が送達されました。

主文「本件上告を棄却する。本件を上告審として受理しない。」というもので、紙切れ一枚の中身のないものです。最高裁は同じ7月19日に再雇用拒否2次訴訟に不当判決を出し、同じ日付で我々にも棄却の決定を通知しましたが、誠意も何も感じられません。

非常勤教員制度はほとんどが合格となる定年後の継続雇用制度です。都教委の文書にも「継続雇用」という言葉が使われています。最高裁はこれらのことを一切無視し決定を下しました。定年後の雇用継続が当たり前となった社会の流れにも逆行するものです。

裁判結果はこれで確定ですが、ここまで裁判闘争を続けられたのは皆さんの支援があってこそです。感謝いたします。

処分取り消し　第四次訴訟

最高裁要請署名にご協力ください～「君が代」裁判四次訴訟

加藤　良雄（東京「君が代」裁判四次訴訟原告）

都高教退職者会の皆さんには、いつもお世話になっております。心より御礼申し上げます。

ご存知のように、再雇用拒否２次、３次に対して、最高裁は極めて不当な判決を出しました。しかしマスコミでも、「強制の追認でいいのか」（朝日社説）と判決を厳しく批判し、私たちを励ましています。

東京「君が代」裁判四次訴訟では、不起立４・５回目に対する減給処分の取消しを一審、二審で勝ち取りましたが、戒告処分は容認されたままです。我々も都教委も上告し、いよいよ最高裁での闘いが始まります。それにあたって最高裁への要請署名と要請行動をスタートさせます。署名用紙を同封させていただきました。返信用封筒・切手を負担していただくことになり心苦しい限りですが、

〒177-0044　練馬区下石神井通郵便局留　永原幹夫　までお送りください。ご協力を重ねてお願いいたします。

再任用不合格裁判の経過報告（NO3）

岩﨑義男（元淵江高校教諭）

再任継続拒絶裁判の判決が７月３日（金）に東京地裁で行われました。当日、40席ある傍聴席は全て埋まり、法廷に入れない人も出ました。被告席には都側の役人と弁護士の姿は見られず空席でした。傍聴席は、裁判官が法廷に入るまでは和やかな雰囲気で雑談していましたが、裁判官が判決主文を読み上げた後は唖然とした空気に包まれ、どよめきの

ような声が広がりました。判決主文は以下の通りです。

1. 原告らの請求をいずれも棄却する
2. 訴訟費用は原告らの負担とする

判決文は A4 版 123 ページで、「原告の主張」と「被告の主張」を原告ごとに記述し、「裁判所としての検討結果」を記述していますが、都教委の原告に関する再任用に係る判断について国賠法 1 条 1 項適用上の違法は認められないとした。結論として、損害の発生などその余の点について判断するまでもなく、原告らの請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決すると結んでいます。

裁判の中で、都教委の再任用選考責任者が、その証言の中で原告側が疑問視した選考過程を明らかにせず、合否の基準も裁量権を盾に示さなかったことは、裁判の透明性が確保されず、公平な判決になっていません。また、各校長は「総合評価 C」で不合格になることを事前に知らされずに推薦書を作成していることが明白になり、その作成責任は校長だけでなく都教委にもあり大変重いと言えます。一方、元同僚からは原告らの人柄や仕事に対する熱意、同僚に対する思いやりなどが述べられていましたが、判決文の中にはその片鱗すら記述されていません。判決直前の段階で裁判官が交代したことも、裁判の過程を反映しない判決になったと考えられ、大変残念です。

なお、原告 5 人の内 3 人が東京高裁へ控訴する手続きを行い、裁判は継続しますので、今後ともご支援をよろしくお願いします。

(2018. 8. 6)

東京朝鮮学校「無償化」裁判に注目・支援を！

岩木　俊一

はじめに･･･「一日も早く街中でチマ・チョゴリを着ることのできる日を・・・」

6 月 26 日、白いポロシャツの夏用制服を着た高校生百数十名が裁判所前に並んだ。東京高裁(阿部潤裁判長)での東京朝鮮学校「無償化」裁判、控訴審第２回弁論の傍聴のために集まった朝鮮高校生たちだった。結局、この日は朝高生、保護者、支援者など 300 人以上が傍聴抽選に並んだ。高裁の 101 号法廷は大法廷とはいえ一般傍聴は 100 名弱、３分の 2 以上は抽選に外れ、衆議院第一議員会館での学習会と報告集会に流れた。報告集会にも定員を超える 300 人以上が参加した。この報告集会の最後に朝高生代表は「一日も早く街中でチマ・チョゴリを着ることのできる日が来るように」と訴え、参加生徒全員で「民族教育の誇り高く」という歌を合唱した。学ぶ権利を認めず、民族のアイデンティティともいうべき言葉、服装、文化を許さない日本社会の現状を参加者、とりわけ日本国籍を持つ人間に問いかけているように感じた。

「無償化」裁判とは何か？

ところで、「無償化」裁判とは何か、やや詳細にわたるが、ここで振り返ってみよう。

1.「高校授業料等無償化制度」の導入

2010 年 4 月、民主党政権下で「高校授業料等無償化制度」が導入された。この制度は授業料軽

減により、高校段階の子どもたちに対する教育の機会均等を実現させることを目的とし、公立学校の生徒は「無償化」(＝授業料を徴収せず)、私立学校の生徒には「就学支援金」を支給（2014年度からは公・私立ともに「就学支援金制度」に一本化）し、その対象には、特別支援校高等部、高専（３学年まで)、高等学校の課程に類する課程を置く専修学校及び各種学校にあたる外国人学校の生徒も含まれた。そして、外国人学校については「高校無償化法施行規則」の１条１項２号ハにより、

イ）日本と国交がある国の民族系外国人学校(例えば韓国学校、中華学校、ブラジル学校等)

ロ）インターナショナルスクール(国際的教育評価機関の認定を受けた国際学校)

ハ）イ、ロのほか文科大臣が定めるところにより、高校の課程に類する課程を置くものとして文科大臣が指定したもの、と 3 分類された。(イロハの表現は要旨、詳細は文科省ＨＰ参照)

ハについては別途「指定」の基準が公表され、朝鮮高校 10 校も指定のための審査申請をした。

2. 政治・外交上の理由からする朝鮮学校排除

ところが、すでに 2010 年２月に中井洽拉致問題担当相が朝鮮学校除外を文科省に要請し、また同年 3 月には自民党文科部会、拉致問題対策特別委が朝鮮学校を除外とすべきとの決議を上げるなど制度発足前から逆流が始まっていた。そして、11 月延坪島（ヨンピョンド）事件が起こると、菅直人首相は朝鮮学校の審査手続きの停止を命じ、翌 11 年８月、菅は退任直前に審査の再開を指示したが、次の野田内閣は審査を引き延ばし、2012 年 12 月民主党政権は崩壊した。この間、右派による「朝鮮学校バッシング」が激化し、地方自治体からの補助金支給も東京・神奈川・大阪などの多くの都府県で削減・停止された。教育の機会均等の実現という制度の目的・趣旨がその発足時において政治・外交的な理由で後退させられたのである。

2012 年 12 月、第二次安倍政権が成立すると、下村文科大臣は「朝鮮学校を無償化の対象としない」と表明し、翌 13 年２月 20 日文科省令改正（上記「高校無償化法施行規則１条１項２号ハ」の削除）と不指定決定により、朝鮮学校を完全に無償化から排除した。

下村が挙げた理由は「拉致問題に進展がない」「朝鮮総連と密接な関係があり、教育内容、人事、財政にその影響は及んでいる」であった。またしても、朝鮮学校で学ぶ生徒たちと関係のない政治・外交上の要因が理由とされたのである。

3.「無償化」裁判の現状…大阪と東京について

根拠規定の削除と「不指定」という暴挙に対し 2013 年、大阪、愛知の朝高生が自ら原告となり国（文科省）に不指定の取消、国家賠償などを求めて訴訟に立ち上がり、広島、福岡、東京も続いた。一審では大阪が勝訴、他は国側主張を容認し、原告の主張を退けた。

2017 年７月の大阪地裁判決は以下の如く国の主張を退けた（太字は大阪地裁判決の要旨)。

①「高校無償化法施行規則１条１項２号ハ」の削除について

⇒拉致問題を口実にした政治外交的理由によるもので違法。

② 教基法 16 条に抵触する「朝鮮総連等の不当な支配があるか」について

⇒公安調査庁の資料や産経新聞の報道などの事実をもって「特段の事情があるとは言えない」。

③無償化対象校の指定に関する規程 13 条（「…法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない…」）に即して、「法令に基づく学校運営と認めるに至らなかった」との理由について

⇒私立学校法に基づく財産目録・諸表の作成、理事会の開催等、13 条適合は立証されている。
これに対し、国側は控訴し、9 月 27 日、大阪高裁での控訴審判決が出される。

東京でも大阪での上記①～③の点は争点となっている。6 月 26 日の法廷では控訴審第 1 回弁論(3／20)に引き続き、裁判長が朝鮮学校を無償化対象の「不指定」とした理由について国に問い質した。また、双方提出の証拠のうち、国側の「朝鮮総連との関係を示す産経新聞等の記事」、及び朝鮮学校側からの「反証」等を却下し、判決日を 10 月 30 日と指定した。弁護団は、裁判長が問題の本質は「生徒の学ぶ権利」であり、「朝鮮学校と総連等との関係」といった問題ではないと把握しているだろうとの認識を示した。

この秋、「無償化」裁判は大阪、東京で大きな山場を迎えようとしているのである。

東京の「無償化」裁判を支えよう

朝高生・教員・保護者らは裁判提訴以前から無償化実現のため、署名・呼びかけ等の行動を展開してきた。朝鮮大学校の学生は 2013 年以来、毎週金曜日にオモニ会(母親の会)とともに文科省前で訴え続けている。韓国でも「『ウリハッキョ(私たちの学校)』と子どもたちを守る市民の会」がソウル日本大使館前で金曜集会を行っている。6 月 15 日には「市民の会」の第 10 回訪日団 24 名が文科省要請・文科省前集会を展開した。韓国では在日同胞に対する日本政府の差別的処遇への関心と怒りが急速に高まっている。国連の社会権規約、人種差別撤廃の各委員会、人権理事会等も繰り返し日本政府の朝鮮学校差別に「改善」を求める勧告や総括所見を発している。しかし、政府は国連の勧告に「法的拘束力はない」、「従う義務はない」との「閣議決定」(2013)をしている。

このような中で、都高教退職者会は 2018 年度の活動方針で「無償化」裁判の現状に触れ、「具体的な取り組み」として「朝鮮高校の教育無償化に取り組みます」と明記した。民族教育の保障、教育の機会均等など、この問題の重要性を会員の皆様がより深く認識していただければと思う。

いうまでもなく、朝鮮学校は在日朝鮮人が植民地支配下で奪われた民族の言語・文化・歴史を学び継承するために自力で全国各地に設立した民族学校である。安倍政権による民族教育敵視、差別・排外主義の教育政策をこれ以上許してはならない。北東アジアの冷戦体制が歴史的な転換を迎えつつある現在、植民地支配の反省と排外主義の克服を私たち自身の課題として、「無償化」裁判を支援しようではありませんか。次の行動に参加し、朝高生、朝大生の声を直接聞いてみて下さい。

◆文科省前行動：毎週金曜日　16:00～17:00
◆東京高裁判決：10 月 30 日(火)　16:00、傍聴締切 15:30 頃

読書のページ　「深代惇郎と新聞の時代 Tenjin」

（後藤正治）講談社文庫

「朝日新聞」天声人語の筆者として、今も語り継がれる深代惇郎さんと同時代の新聞界を描くドキュメンタリー。

このところのアベ政治への批判が高まる中、かえって、アベシンパによるマスコミたたきはま

すます激しくなっています。

ＴＶはもちろん、新聞に対しても、紙面に掲載された反アベ的言動に対して、激しくネットで揚げ足取り、非難・中傷が飛び交い、「マスゴミ」という言い方とあいまって「反日だ！」は一部のネットでは当然の如く「快哉」「快哉」と叫ばれ、新聞報道やＴＶ番組を「偏見・反日」と決めつける圧力団体・個人も登場。とりわけ、「朝日新聞」への批判、攻撃はとどまるところを知りません。

その朝日新聞。かつて、その朝刊一面の「天声人語」を担当した深代惇郎さんの評伝。それだけにとどまらず、当時の新聞、マスコミ界の記者群像を描きながら、マスコミ報道のありかたを考えさせる書です。

戦前、軍部独裁にほとんど抵抗の筆を折られたまま、結局は破滅に導いた一翼を担ってしまった、という痛切な自己批判・反省の上から戦後のマスコミ界を担っていた若き記者たち、マスコミ関係者たち。その交流を描きながら、深代さんのジャーナリストとしての生涯を追っていきます。

深代惇郎さんが天声人語を担当したのは、1973（昭和 48）年 2 月 15 日から 1975（昭和 50）年 11 月 1 日までの 2 年 9 ヶ月でした。

この間、内閣総理大臣は田中角栄から三木武夫へ。第 4 次中東戦争を引き金として石油危機が勃発、「狂乱物価」と呼ばれる超インフレが巻き起こり、企業倒産が続出し、トイレットペーパー買い占め騒ぎなども起きました。戦後初のマイナス成長、金大中事件、朴正熙狙撃事件、三菱重工ビル爆破事件、スト権スト、・・・内外ともに流動混迷の時代でした。

そうした中にあって、深代さんは「ジャーナリズムは権力の監視を担う」という信念を持ち続けていました。時の権力者への厳しい批判の目、特に田中角栄首相については厳しい筆で迫っています。

担当してわずか 2 年 9 ヶ月、46 歳で早世してしまいます。しかし、「深代天人」の、視野が広く、柔軟な思考のもと、ウィットとユーモアに満ちた文章は、読者をうならせました。そんな文章を通して醸し出される彼の新聞人・ジャーナリストとしての真価・器量を同僚や先輩、また他社の記者たちの証言を通して明らかにしていきます。

資料を駆使し、当事者へのインタービューなど、筆者の粘り強い取材力、視点なども本書の魅力です。一気に読ませます。

ところで、現在の記者の取材力、それに基づく文章力はいかがでしょうか？　今のコラムニストの力量はいかかでしょうか？　権力の監視という不屈の精神を失っていないでしょうか？

どんな理不尽で不当な圧力が掛けられてきたとしても、肩肘張ってではなく、ジャーナリストとしての誇りと気概を失わないでほしいと思います。

音楽評論家・安倍寧さんは、深代惇郎が『ラマンチャの男』の主題歌「ジ・インポッシブル・ドリーム（見果てぬ夢）」を英詞で歌い始めたエピソードを伝えています。（Ｐ379）

To dream the impossible dream（決してかなえられぬ夢を見）
To fight the unbeatable foe（決して倒れぬ敵を向こうに回し･･･）
・・・歌い終えると、深代は少し照れくさそうな顔になって「あのミュージカルには、こんな科

白もあるんです。ご存じですか？」といいつつ、さらさらっとこう書いた。
Facts are the enemy of truth（事実は真実の敵だ）

道半ばにして倒れた深代惇郎を思うときに、まさに「the impossible dream」を追い続けた強い意志を、今に生きる我々それぞれがどういうかたちで継承できているでしょうか？

実に感性豊かな人となりであったことが知れます。

深代さんは、下町の浅草橋育ちで府立三中（現・両国高校）の出身。そんなことからも改めて親しみを感じました。（星野　浩一郎）

東京歴史散歩　「四谷界隈を歩く」へのお誘い

新御所トンネル（新宿区）

玉川上水の露天掘りの終点が「四谷大木戸」でした。江戸時代、飲料水はそこから木樋・石樋などで江戸市内に給水されていました。「四谷大木戸」は言わば江戸中心部への入口。今回の歴史散歩では、まずは玉川上水の暗渠部を新宿御苑沿いに新宿門から大木戸門まで歩きます。そこから四谷の中心部へ。

江戸開府とともにこの地は下級武士たちが居住する密集地となりました。さらに、江戸城外堀の開削が始まると、麹町などにあった寺院が続々とこの地に移転して来て、一大寺町を形成するようになりました。これら数多くの寺を訪ね、そこに眠る歴史上の人物に思いを馳せたいと思います。ご一緒に、のんびりと江戸時代の遺跡と寺院を探索しませんか。皆さまの参加をお待ちしています。

日　程　10月27日（土）　９時半～

集　合　新宿御苑　新宿門前　　３つある門のうち、JR新宿に一番近い門です。新宿高校から150mほど先。なお、この日は御苑内は見学しません。

コース　新宿門→玉川上水暗渠→大木戸門→お岩稲荷→須賀神社（三十六歌仙絵）→愛染院（塙保己一墓）→戒行寺（長谷川平蔵墓）→鮫河橋→朝日橋(新御所トンネル)→西念寺（服部半蔵墓）→「わかば」（たい焼き）→懇親会

主　催　都高教退職者会　厚生部

その他　当日、集合場所がわからないなど何かありましたら、担当の携帯電話までご連絡下さい。　☎090-4812-5599（川口）

今どきの「落語」案内―初心者のための　　　　　　　　アズキアライ

第１４回　　「笑点」のスターたち（後）

春風亭昇太（1959 年生まれ）―古典も新作も同じ味。昇太の味。

歌丸さんの後を継いで「笑点」の司会を務める昇太さん。（私は今は「笑点」を見ていませんが。）

昇太さんの落語の魅力は「うまい」ではなく、「楽しい」です。楽しい！あとに何も残らない。でも、楽しい！登場人物のキャラクターを一つ一つマンガ化し、天然（ボケ）の極みにし、人物たちに明るいエネルギーを充満させ、観客の笑いの渦の中を、昇太さん自身が子どものようにはしゃいで一話が終わります。観客には、喜々としてしゃべる昇太さんと一体になった楽しさ、笑いまくった満足感が心地よく残ります。他には何も残りません。人生の味わい？そんなものを昇太さんの落語に求めてはいけません。

「茶の湯」無知のまま、こんなに楽しい人たち。「花筏」はギャグマンガ。

「笑点」メンバーでも、故・歌丸さんは、人物の造形に歌丸さんの人間観を色濃く塗り込めました。小遊三さんの落語では、人物の言葉やしぐさに人生の味わいが軽やかにまとわれています。

昇太さんの落語では、人物はギャグマンガそのものです。一話が、ギャグマンガの場面の連続なのです。

仕事一筋で趣味も持たずに生きてきたご隠居。大きな身代を息子に譲って、根岸の里に、小僧と二人楽隠居を始めたが、隠居と言えば上等な趣味、趣味と言えば茶の湯。無知なご隠居と小僧が始めた破天荒な茶の湯。「抹茶」がないので代用品で。代用品の「抹茶」で泡だらけ。呼ばれる長屋の住民たちも茶の湯を知らない。かくて、一大イベント、ドタバタ喜劇の昇太ワールドとなります。

無知だが好奇心いっぱいのご隠居と、無知なのに知ったかぶりする小僧さん。それをすぐ鵜?みにする人のよいご隠居。好奇心は心が弾む。「なるほど」とわかると、また楽しい。二人は全身で喜び、全身ではじけ、小児のように歓喜・感嘆の声をあげて、茶の湯の「風流」を堪能します。抹茶の代用品ですさまじい下痢をしているのに、「風流だなァ～」。ご隠居の歓喜は狂気をはらみつつ、ほのぼのとしています。そこには演じる昇太さんの歓喜があります。しゃべる昇太さんが、遠足の１年生のように喜々としています。目がピカピカ輝いています。茶の湯の珍奇な作法をオーバーアクションで見せ、ピカピカの目を大きくして、茶の湯の「風流」に感嘆します。感嘆しているのは、ご隠居です。そして昇太さんです。

提灯作りの職人が相撲の看板力士・花筏（はないかだ）に仕立てられ、田舎の強豪素人と取り組む噺「花筏」。花筏すなわち提灯屋の恐怖心（アァ、ここで殺される）、胸中の悲鳴、念仏、涙を、ひたすら面白おかしくギャグマンガにして見せます。昇太さんの腕の見せどころです。昇太さんが作り出すのは、古典の味わいではありません。ギャグで笑わせ、キャラクターで笑わせ、昇太さんがしゃべりを楽しみ、その昇太さんをお客が楽しむという、空間と時間の刹那（たくさんの刹那）です。

新作も、同じことです。新作といっても古典の昇太さんと違った一面がある訳ではありません。

オリジナル演出の「時そば」が絶品

昇太さんの噺で一番感心するのは、「時そば」の（多分）オリジナルの演出です。２０１４年１月（&２０１７年１月）の高座から、できるだけ再現してみます。まず枕が楽しい。「明治神宮に初詣に行きました。僕なんかもう十分に幸せですから、あんまり拝むことないんですけどね。」（笑い）〔筆者・注。笑点でも寄席でも昇太さんは「結婚できない男」をキャラクターにしています。〕「幸せなんです！！」（拍手、拍手）「拍手が不愉快です！」（笑い）「私が幸せかどうかは私が決めるんです！！」（爆笑）。

普通の「時そば」では、食べるのは一人、それをネジのゆるんだ男が蔭で見ています。昇太版「時そば」では、二人で一杯を食べます。食べるのは兄貴分ばかり。蕎麦屋「おつれ様もいかがですか？」でも銭がわずかで蕎麦は一つ。弟分、食べさせて欲しくて、食べている兄貴の袖をやたら引っ張る。兄貴は「引っ張るなよ！蕎麦屋が笑ってるじゃないか！」と手ではたく。弟分、やっと蕎麦にありつくが、「あァァ３本しかない！」これら前半の演出が、後半一挙に笑いの渦を巻き起こします。

さて後半（次の夜）。弟分、一人で蕎麦屋へ。昨夜覚えた兄貴のセリフと自分のセリフを、一人でそっくり再現したい。珍妙な一人芝居。蕎麦屋は不審顔。弟分「蕎麦屋、言えよ！」「は？」「おつれ様もいかがですか？って言えよ！」不気味がる蕎麦屋。「引っ張るなよ！」と弟分、一人で派手にアクション。蕎麦屋「そばにどなたかいるんですか？」（笑い）「引っ張るなよ！蕎麦屋が笑ってるじゃないか！」「笑ってません。怖がってるんです！」（爆笑）「あァァ３本しかない！」蕎麦屋「あなたが食べたんじゃないですか！」（爆笑）

弟分のセリフ、前半の兄貴分と全く同じです。前半の二人が、後半は一人に変わっただけ。それで、このおかしさ！昇太さん、やったね！

ただ笑えー昇太ワールドの「初天神」「権助魚」「壺算」「二番煎じ」「短命」

「初天神」。枕で「自分の子どものころ、小生意気、知ったかぶり、内弁慶、・・・で、嫌い。だから子ども嫌い。」子ども嫌いというだけあって、大人を手玉に取る子のちゃっかりのいやらしさをたっぷり演じます。でも可愛い。昇太さん、もともと滑舌が悪い。けれども、滑舌の悪いまま早口でしゃべるのが、ムキになってしゃべる小学１年生のようで、それも魅力のうちです。「初天神」の子ども、「茶の湯」の小僧さん、彼らのこまっしゃくれた知恵も、昇太さんの舌足らずが可愛らしく見せます。

ここにあげた他の演目も、みなただただ笑うだけの「昇太ワールド」です。何もかも忘れて、ひとときの笑いにたっぷり浸りたいとき、昇太さんの落語に行きましょう。

なお、昇太さんはよく知られているように、年季の入った城好きです。石垣もない山城が大好きです。その著『城あるきのススメ』（2011 年、小学館）は、城歩きの絶好の入門書です。

三遊亭圓楽（1950 年生まれ）—　正統の笑い

圓楽さんは、落語は「笑い」こそが命なんだと確信しているようです。人情噺もじっくり語れる実力者ですが、あえて滑稽話を高座に多く掛け、その人物たちのおかしさ、バカバカしさを、

エネルギッシュに描いて見せます。そして毒のあるギャグを連発します。枕はしばしば知的です。とちらない、言葉につかえがない。安定した語り口です―この点は先代圓楽よりずっと良い。軽快な語りのリズム。でもテンポは速過ぎず、発音も明晰、声も良い。

枕では、時に賢さ・理屈っぽさ・インテリらしさが、知識の披瀝に出てしまいます。しかし、それで押し通したりはしません。笑いのワサビとして、笑いとの落差として生かします。

圓楽さんの笑いは、古典落語の王道を行っているように思います。エネルギーに満ちていながら、軽みがあり、明るく、テンポよく語りが弾みます。登場人物の語り分け（声、言葉、速さ）の明快さ。表情も含めたていねいな人物造形。頭の良さが、鮮明な表現として生きます。そして壷を外さない言葉のギャグで、高座を笑いの空間とします。圓楽さんが高座でいつも見せる破顔。言葉で人を笑わせる、その快楽が圓楽さんの身を浸しているのではと、思います。

広い人脈と情熱

「笑点」では腹黒さをキャラクターとしていますが、実像は人付き合いも面倒見も良い苦労人タイプと思います。円楽さんがプロデュースしている《博多・天神落語まつり》。毎年秋に「夢の祭典」「東西の人気落語家による最大の落語フェスティバル」と銘打って催されています。圓楽さんの広い人脈、信用、情熱が生んだ「夢の祭典」でしょう。一度は見たいと思っています。

故・歌丸さんの盟友だったようです。ここ数年ホール落語の会場で、「歌丸さんを人間国宝に」と、署名を募ってきました。圓楽さん、本気でそれを願っていたでしょう。その歌丸さんをいつも枕のネタにしていました。晩年の歌丸さんは、病の身を高座まで運んでもらっていました。その間ずっと緞帳を下ろしたままです。それをネタに圓楽さんの枕。「歌丸師匠、緞帳が上がるとそこに座っているんですよ。お客も拍手のタイミングが狂って、思わず手を合わせて。（圓楽さん、にやりと笑って）即身成仏ですな。」（笑い）

熟達の「死神」

人情噺の名作「芝浜」、滑稽味と人情の「ねずみ」なども、登場人物が見せる細かい心配りを、丁寧に聞かせます。今年の圓朝祭、圓楽さんは「死神」でした。名演でした。演者によっては演技過剰になってしまう死神の造形を、重々しくなく、淡々と、しかも死の世界の不気味さをたっぷり身にまとう形にしました。男に対する語りかけ、息づかい、たたずまい、どれもわざとらしさを消して、不気味さが自然です。男を死の瀬戸際に追い詰めた死神のドスの効いた声も熟達の技です。

しかし、それはそれ。やはり圓楽さんの魅力は、「禁酒番屋」「青菜」「疝気の虫」「お化け長屋」「短命」など滑稽話の数々だと思います。

滑稽話「禁酒番屋」「青菜」「疝気の虫」「お化け長屋」「短命」

「禁酒番屋」のさわりだけ、ちょっとご紹介します。番屋（禁酒の見張り所）の役人「なんじゃこれは？徳利ではないか！カステラなど入っていない！」酒屋の若い衆「いや、ないと思うからないんです。あると思えばあるんです。徳利に入ったカステラもあるんです。スタップ細胞ありまーす！」（笑い）。こんなふうに、番小屋の武士と酒屋の若い衆のやりとりが、ひたすらバカバカしく楽しく、とぼけとギャグで展開します。やはり、言葉で人を笑わせる、その快楽が圓楽さんの身を浸しているのではと、私は思います。　　　　（２０１８．８．１０）

都高教・都高教退職者会共催

原　発　学　習　会

講　師：　武藤類子さん

（福島原発告訴団　団長）

福島県三春町生まれ。福島第一原発事故前より脱原発活動に関わる。事故後の 2012 年 3 月福島原発告訴団を結成。同団長。
著書「福島からあなたへ」大月書店

日　時：　12 月 1 日(土)　14:30～16:30

場　所：　日本教育会館　703

2012 年、福島原発告訴団は東電幹部を刑事告訴しましたが、2013 年に不起訴となりました。これに対し、告訴団は検察審査会（構成員は一般市民）に申し立てを行い、検察審査会は起訴相当の議決を出しました。

これを受けた検察は 2014 年またもや不起訴との結論を出しましたが、再び検察審議会が起訴議決を行い、2016 年、検察官役の指定弁護士は東京地裁に強制起訴しました。そして 2017 年 6 月やっと業務上過失致死罪で強制起訴された東電の当時の経営者 3 人の刑事裁判が始まりました。

武藤さんから原発事故、刑事裁判、避難をめぐる問題、福島の現状などお話を伺い、被災者への補償！、東電の責任を明らかに！、そして脱原発を目指すために学びましょう。

9月22日(土)

都高教退職者会主催

「セクシュアルハラスメント」学習会

都高教／東京退女教・都退教協・都退協後援

講　師　角田由紀子さん（弁護士）

日時:　9 月 22 日（土）　14:30～16:30

場所:　連合会館　401

JR御茶ノ水
東京メトロ千代田線新御茶ノ水　下車

角田さんのプロフィール

1975 年弁護士登録。
1978 年「徳島ラジオ商殺し事件」の再審弁護団への参加で法律が女性にとって理不尽であることを思い知る。
また、強姦救援センターで性暴力の実態を知る。以後４０年にわたり性差別・性暴力に取り組み、1989 年福岡セクシュアルハラスメント裁判等を手がける。
「強姦救援センター」リーガルアドバイザー。「女性の安全と健康のための支援教育センター」代表理事。日弁連「両性の平等に関する委員会」委員等。
主な著書「性と法律」岩波新書、「性差別と暴力」「性の法律学」有斐閣。

講演は・・・

福岡セクシュアルハラスメント裁判から今日までのセクハラ裁判の現実！
財務省元次官のセクハラと 2 次被害！それを容認するジェンダー不平等の社会！セクハラ禁止法の必要性・・などについて話していただきます。
セクハラを容認する社会を変えていくために、一緒に学びませんか！！